

令和2年3月27日

お客さま各位

新型コロナウイルスの影響に係る条件変更の手数料免除について

都留信用組合（本店：富士吉田市 理事長：渡邊和彦）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けられた事業者さまおよび個人のお客さまに対して下記の通りご融資の条件変更に係る手数料を免除することといたしました。

本取組は、「新型コロナウイルス対策特別融資」と併せ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う売上減少等により、資金繰りに不安のあるお客さまに対して随時支援を行うものです。

なお、「新型コロナウイルスの影響にかかるご相談窓口」を当組合本支店および融資部企業サポート担当にて設置しておりますので、ご相談ください。

当組合では、今後もお客さまのニーズにお応えするため、サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 取扱期間 令和2年4月1日(水)～令和2年9月30日(水)

2. 概要

対象となるお客さま	法人・個人事業主・個人のお客さま
免除となる条件変更 手数料 11,000円(消費税込)	・法人および個人事業主のお客さまに対する事業性のお借入れに係る返済期間の変更・返済額の軽減の条件変更手数料。 ・個人のお客さまの住宅ローンに係る返済期間の変更・返済額の軽減の条件変更手数料。

本件に対するお問合せ先
都留信用組合 経営企画部 渡辺
電話（ダイヤルイン）0555-24-4803